

保護課

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用。

家賃、地代及び住宅の補修などの費用。

学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用。

要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用。

傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用。

分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用。

就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用。

検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用。

保護課では、生活保護法の規定に基づき、次のような業務を行っています。

① 生活保護の決定及び実施に関する業務

② 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

※保護の決定

